



組合本部
東京都区新橋5-15-5
交通ビル4階
発行責任者 長岡正之
編集責任者 寺崎 浩

職場活動と結合して組織拡大へ

3地本が 大会開く あらゆる共同を広げ戦争法廃止に全力

名古屋地本

国労名古屋地本は、9月10日に愛知県青年会館で第72回定期大会を開きました。

大会議長に多治見分会の安保代議員を選出し、議事に入りました。

冒頭、木股委員長は「参議院選挙結果は与党が過半数を占め、改憲勢力が3分の2を超えた。32の1人区選挙区では、野党統一候補が擁立され11選挙区で勝利した。組織拡大は喫緊の課題



大会で挨拶する名古屋地本の木股委員長

だ。職場の運動なくして拡大なし。職場活動と結合して拡大運動に邁進したい」と挨拶しました。

討論では主に、「残業をするにしても収入が増えずタダ働きと同じ。専任社員は残業しなくて済むような制度の導入を」、「CMCでは業務の効率化を行

なっているが、労働強化になっている」、「名松線が3月に全線開通した。復旧後の様子も東海本部として確認してほしい」、「東海の会の利用者アンケートを実施し、各地で住民と対話を

行ないながら配布している」、「春闘時のストライキ指示は唐突な感が否めなかった」、「貨物は17年連続ベアゼロ。春闘時には宣伝行動や支社への申入れを行ってきた。昨年1人が加入したが、これは国労の運動があったからだ。今後も運動の確

かさを確信して運動をしていきたい」等、多岐にわたる課題の意見が出されました。

書記長の集約では、「あらゆる職場からの要求獲得への丁寧な取り組みを継続し、国労の組織的展望を開くとともに、地域においては様々な労働組合や団体との課題や要求の一致点に基づき協力・共同行動の追求によつて、これもまた国労組織の未来を切り開いていくことにつながると確信している」等と述べ、

代議員の拍手で経過と方針案が承認されました。

大会は最後に、木股委員長の団結がんばろうで閉会しました。

新幹線地本

新幹線地本第17回定期大会が9月24日、東京・大崎の南部労働会館で開催されました。

小山委員長は挨拶で、「安倍

政権は『世界で一番企業が活動しやすい国作り』のために労働者派遣法の改悪や残業代ゼロ法案の成立を目指している。また、安全保障関連法(戦争法)が強行成立されてから1年が経過したが、戦争法廃止と憲法擁護の運動をさらに進める必要がある」ことを強調しました。職場の闘いでは、「仕事総点検運動」を通じて、労働条件改善と組織拡大を目指して行こうと述べました。

来賓挨拶後、佐藤書記長から一年間の運動総括報告と運動方針案の提起を受け、討論を行いました。

代議員からの発言は、「電気職場における医学適性検査を含む定期健康診断の労働時間化の取り組み経過、定期健康診断の労働時間化に対する運動の方向性、特定業務従事者の健康診断の取り組み強化が必要となつて

いる」、「東京駅の営業3課の繁忙期での車いす対応や遺失物対応は残業が当たり前の状況であった」、「新幹線車内データ検札について他社との検札の相違や乗客とのトラブル検札の相違や乗客とのトラブル対応など改善を求める声がある」、「工

務職場にJネットが個人配備され、事務系社員が統合されて個人で事務業務もこなさなければならず業務量が増えた」、「職場三大要求を決めて管理者とのコミュニケーションの中から分煙化の要求については一部前進した」、「組織拡大を目的に若者とレクリエーションなどを行なっているが組織対策費について継続してほしい」等の意見が出されました。

書記長集約では、「組織強化・拡大は重要課題であり組合員が減少する中で分会の統合も合わせて組織検討委員会での議論・検討を行なっていきたい。組織拡大での組合員の奮闘に財政面でも応えていかなければならない。そのための組織対策費の有効活用を行なっていきたい。車内改札の問題点が発言で出されているが、問題点を地本に集中してもらいたい。運動の基礎は分会活動であり、分会機関で組織活動を議論し創意工夫して職場活動の強化を行ない要求実現の運動を強めていきたい」等と集約

しました。

大会は最後に、小山委員長の団結がんばろうで終了しました。

(次頁4段目に続く)

家族の幸せを災害から守る

火災共済 ⊕ オプション保障 火災共済の保障力を、 さらにアップさせる新制度。

近隣の家へ損害を与えたときの「類焼損害保障」、日常生活での賠償事故に備える「個人賠償保障」、賃貸住宅で火事を起こした場合の「借家人賠償保障+修理費用」。火災共済とセット加入することで大型保障を実現します。

B1424401E2144-20150209

交通共済



オプション保障(類焼損害費用保険、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険+修理費用)は、共済火災海上保険(株)引受保険会社とする保険契約であり、共済ではありません。詳しい内容は必ずパンフレットおよび重要事項説明書をご確認ください。

みんなで暮らしをガード
交通共済(JR職域生協)
全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

JALの不当労働行為を断罪

最高裁が控訴を棄却 165人を一日も早く職場に戻せ

9月23日、最高裁はJALの管財人などが乗員組合やキャビンクルーユニオンなどの労働組合に支配介入したことを不当労働行為とした東京高裁判決を認め、JAL側の控訴を棄却しました。

この裁判は、労使交渉において、整理解雇に反対し真摯な労使交渉を求めてスト権投票を始めた乗員組合とキャビンクルーユニオンに対し、企業再生支援機構管財人代理などが、「整理解雇を争点とする争議権を確立した場合、それを撤回するまで



最高裁がJAL側の控訴を棄却し、不当労働行為が確定したことで記者会見するJAL不当解雇撤回争議団 (9月28日、厚労省記者クラブ) 写真提供=JAL不当解雇撤回争議団

企業再生支援機構は3千500億円の出資はできない」と発言したことが不当労働行為にあたるとしたものでした。

東京高裁の判決では「争議権の確立は、会社との対等性を確保するための有力な対抗手段となるもの。労働組合にとって最も根幹的な権利の一つである。そのような意義を持つ争議権の確立を目指して組合員投票を行うことは、組合の在り方そのものを問う極めて重要な組合活動である。

憲法28条で団結権が保障されている。憲法は会社存続を優先するわけではなく、会社が労働組合に介入することを認めてい

ない。

会社が破たんし、会社更生法の下での再建中という非常事態であっても、支援機構の発言は労働組合の主体性、自主性、独立性を阻害するものであり、法律で禁じられている労働組合の運営に介入する行為であり、不当労働行為である。

会社が存立のため、争議行為を阻止したのであれば、労働組合が求めるどころも踏まえて、労働組合との間で何らかの妥協を図るしかないのであって、そのような妥協を図る方法によることなく、一方的に労働組合の運営に重要な影響をおよぼすようなことを述べるなどして、その運営に介入しようとするのは、労働組合の自主性や独立性を脅かすものであって、労働組合法7条3号が禁止しているところというべきである。」としています。

この不当労働行為が断罪されたことにより、JALは2010年の大晦日に解雇した165人のパイロットや客室乗務員の問題を速やかに解決することが求められています。また1日も早い解決を目指した世論形成と取り組みが重要になっています。

静岡地本

(前頁からの続き)

国労静岡地本は9月24日、静岡労政会館で第71回定期大会を開催しました。

大会の冒頭、若原委員長は、「戦争法廃止と改憲反対に向けて全力を尽くしたい。また臨時国会では、『残業代ゼロ法案』『解雇の金銭解決』等の法案が出される見通しで、労働法制改悪反対の闘いも重要だ。JR貨物の18年連続ベアゼロ阻止をはじめ労働条件改善の闘いや、『誰もが安心・安全に利用できる鉄道』をめざす取り組みを強化しよう。組織拡大では目標達成に向けお互いに奮闘しよう」と呼びかけました。

また、組織拡大では「国労は、今年全国単一組織として70年という節目を迎えた。『国鉄綱領』



定期大会で団結がんばろうと行う静岡地本の若原委員長

に則り、労働者の自覚と誇りを持ち、労働者階級の開放、民主主義・平和な世の中を守り、未来に向け、職場・地域の中で国民の先頭に立ち、粘り強い闘いの展開によってお互い全力で奮闘しよう」と挨拶しました。

その後の討論では、「貨物の闘いは客・貨一体で、17春闘に向け今からストライキの準備を行うべき」、「他労組(会社)からの圧力に屈せず組織拡大に全力で奮闘したい」、「利用者アンケートと結合した要求集約が重要になっている」と等と職場・分会での取り組みの報告がありました。

書記長は、「幾多の困難を乗り越えてきた歴史と教訓等に学び、職場に根ざした国労の存在意義と粘り強い取り組みの展開が求められている。『集まろう職場に地域に』『みせましよう国労の意地を』『みせましよう国労の底力を』」等と集約し、代議員の拍手で経過報告と方針案が承認されました。

大会は最後に、若原委員長の団結がんばろうで閉会しました。

「がん」の保障 <新生するためのがん保険Days>

保険期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢：0歳～満85歳

Aプラン 入院給付金月額10,000円の場合

初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として 100万円
	上皮内新生物の場合	一時金として 10万円
入院したとき	入院給付金	1日につき 10,000円
通院したとき	通院給付金	1日につき 10,000円
手術したとき	手術治療給付金	1回につき 20万円
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき 20万円
抗がん剤治療を受けたとき	治療を受けた月ごと	10万円
(上皮内新生物は対象外)	乳がん・前立腺がんのホルモン療法	5万円
	治療を受けた月ごと	5万円

※Aプランの場合、抗がん剤治療給付金をご希望により取り外すことができます。

がん専門相談サービス プレミアサポート 訪問面談サービスと専門医紹介(このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)

◎詳しくは、「契約概要」等をご覧ください。

「生きる。」を創る。Affac

◆月払保険料(集団取扱) (2014年10月10日現在)

新生するためのがん保険Days Aプラン 定期タイプ 解約払戻金なしタイプ

入院給付金月額10,000円 保険料払込期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新)

	35歳	45歳	55歳	65歳
男性	3,450円	5,400円	8,920円	14,110円
女性	3,800円	5,370円	6,560円	8,050円

<抗がん剤治療特約>の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率に

<募集代理店>

アベニール株式会社

〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F

TEL : 03-3437-6810 FAX : 03-3437-6822

<引受保険会社>

アフラック 東京第二法人営業部

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

当社保険に関するお問い合わせ、各種お手続き

コールセンター 0120-5555-95